

[事案 2019-1] がん診断給付金支払請求

・令和2年2月20日 和解成立

<事案の概要>

抗がん剤治療を継続しているにもかかわらず、3回目のがん診断給付金が支払われなかったことを不服として、診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年7月に慢性骨髄性白血病と診断され、平成24年11月に契約したがん療養保険にもとづき給付金を請求したところ、平成26年10月および平成28年10月に給付金が支払われ、その後も抗がん剤治療を継続していたので、平成30年に給付金を請求したところ、約款に規定する給付金の支払要件を満たしていないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、3回目のがん診断給付金を支払ってほしい。

- (1) 抗がん剤の処方量は、がん発症時と同量で、毎日服用しており、一度も完治はしておらず、初期がん治療が継続している状態である。
- (2) 慢性骨髄性白血病における寛解とは、他の病気と異なり、完治したわけではなく、毎日の抗がん剤で症状を抑えている状態である。抗がん剤の服用を中止すれば、白血病細胞の増殖、抗がん剤への耐性ができる可能性があるため、現時点では一生、抗がん剤を飲み続けなければならない。抗がん剤で抑えられた数値だけを見て、完治しているというのは保険会社の認識不足である。
- (3) 診断書に証明日時時点で担がん状態であり、がんの治療を直接の目的とした治療であると主治医が記載していることが無視されている。

<保険会社の主張>

がん診断給付金を再度支払うにあたっては、前回のがん診断給付金支払事由該当日以降に、新たにがんと診断確定されたことが必要になるが、平成30年11月に発行された診断書によれば、申立人には、各種検査による明らかな再発・転移等、体内にがん細胞があることの客観的事実が認められていない。診断書に記載された検査所見は、分子遺伝学的完全奏効状態であり、その後、がんが再発等したという情報はない。

したがって、がん診断給付金の支払要件を充足せず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療内容や病状等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の症状の経過や治療内容等を総合的に考慮すると、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。